

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

平成26年度北方町一般会計（決算）における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 34,706 千円

（歳出）

・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,570,644 千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	23,778	487	0	0	933	22,358
	障がい者福祉事業	223,070	141,929	0	0	3,250	77,891
	老人福祉事業	17,757	0	0	107	706	16,944
	福祉医療事業	196,724	84,175	0	0	4,508	108,041
	児童福祉事業	510,713	330,563	0	1,284	7,164	171,702
	小計	972,042	557,154	0	1,391	16,561	396,936
社会保険	国民健康保険事業	151,004	70,885	0	0	3,209	76,910
	介護保険事業	212,740	0	0	37,869	7,004	167,867
	後期高齢者医療事業	154,504	34,136	0	50	4,819	115,499
	小計	518,248	105,021	0	37,919	15,032	360,276
保健衛生	母子保健事業	19,791	0	0	35	790	18,966
	疾病予防事業	16,447	0	0	0	659	15,788
	健康増進事業	44,116	1,440	0	1,141	1,664	39,871
	小計	80,354	1,440	0	1,176	3,113	74,625
合計	1,570,644	663,615	0	40,486	34,706	831,837	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。